

平成 24 年 3 月 吉日

お客様 各位

株式会社エコパウダー
代表取締役 齋藤信夫

**『エコボロン PRO』住宅性能表示制度・劣化対策等級3への適合が確定！
今年春以降、長期優良住宅・フラット35Sにも、全国対応可能になります**

謹啓 貴社ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。
弊社には日頃格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年9月に木材保存協会の認定薬剤として『エコボロン PRO』が登録されました。
そして、今年春以降には全ての評価機関において、劣化対策等級3に定める「有効な薬剤」として『エコボロン PRO』が適合との評価をいただける運びとなりました。

これにより、『エコボロン PRO』普及の最大の障害となっていた農薬系認定薬剤との制度上の不当差別が解消され、劣化対策等級3や長期優良住宅仕様の住宅に堂々と『エコボロン PRO』を使用していただけるようになります。

なお、今後、住宅性能表示の申請にあたっては、施工状況まで審査される可能性がありますので、下記の①～⑤を厳守してください。また、**施工や養生の証拠写真を必ず保存**するようにしてください。

- ① エコボロン PRO の認定施工店が責任もって施工すること
- ② 最新のエコボロン PRO 施工仕様書を遵守し、木部表面積 1㎡あたり 300ml 量を処理すること
- ③ 雨濡れ対策(施工後の養生や雨濡れ後の再処理)を行うこと
- ④ エコボロン PRO の認定書のコピー及び最新の施工仕様書を申請書類に添付すること
- ⑤ 申請書類に薬剤名「エコボロンPRO」、適用範囲「JIS K1571 附属書 A に定める範囲」と記載すること

これを機に、安全な『エコボロン PRO』による予防とメンテナンスによって、真の長期優良住宅を実現する時代へ、大きな流れを作りたいと思います。さらなるご協力をお願い申し上げます。

敬白